

成城大学における公的研究費使用に関する行動規範

平成27年2月24日制定

この行動規範は、「成城大学研究者行動規範」及び「成城大学における公的研究費の運営・管理に関する基本方針」を踏まえ、公的研究費を使用する上で、本学の研究者及び研究活動の支援に携わる事務職員（以下「教職員等」という。）としての行動の指針を明らかにするものである。

（規則の遵守）

- 1 教職員等は、公的研究費の使用にあたっては、研究費ごとに定められた使用ルール及び関係諸規則等を遵守する。

（不正使用による影響）

- 2 教職員等は、公的研究費の不正使用が、本学におけるすべての教育研究活動に深刻な影響を及ぼすものであることを自覚して行動する。

（大学による管理）

- 3 研究者は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、大学による管理が必要であることを認識して行動する。

（事務職員の責務）

- 4 事務職員は、研究者の研究活動を支援するにあたり、専門的な能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を行うよう努める。

（不正使用防止）

- 5 教職員等は、自らの責務を果たすとともに、関係部局と円滑なコミュニケーションを図ることにより、相互の理解を深め、公的研究費の不正使用防止に努める。

（通報の義務）

- 6 公的研究費の不正使用または不正の恐れがあることを知った教職員等は、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。

附 則

この行動規範は、平成27年2月1日から施行する。